平成２４年（フ）第１１９１５号
千葉県千葉市中央区大森町454―20　コーポ須藤Ｃ―105号
債務者　今関　和昭
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９１６号
埼玉県戸田市大字上戸田５―１―1210
債務者　濱崎　美幸（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９１７号
東京都西東京市保谷町３丁目14―20―202
債務者　亀田真利子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９２２号
千葉県白井市堀込１丁目７番17棟404号
債務者　森　　美幸
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７号
静岡県掛川市杉谷１丁目11番19号　オレゴン208、旧住所静岡県沼津市石川745番地の１
債務者　鈴木　信郎
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時20分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
岡山市北区青江１丁目16番６号　アビタシオン青江207、旧住所岡山県倉敷市林1257番地４名越方
債務者　藤原　勝士
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０１号
岡山市中区㺭東町１丁目２番25―３号　203、旧住所岡山市北区大和町１丁目４番27号
債務者　中野　和美
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０２号
岡山市南区南輝１丁目１番27号　コーポ洋らんＡ202号室、旧住所岡山市南区築港緑町３丁目６番35号
債務者　戸川満里奈
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３８号
岡山市東区西大寺松崎447番地11　２号棟102号室、住民票上の住所岡山市東区西大寺松崎447番地11
債務者　山口　　忠
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４４号
岡山県玉野市木目541番地１
債務者　古谷野理恵
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５６号
岡山市中区㺭東町１丁目４番６号ニューシティサンライズ103、旧住所岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍2222番地１
債務者　岡村　憲一
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８９８号
東京都豊島区要町１丁目36―３―102
債務者　上田　麻世
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１１６号
東京都大田区北嶺町41―３　みたけハイム
債務者　阿多　和美
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１６７号
東京都中野区東中野２丁目12―16―201
債務者　塚原　淳子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５０３号
東京都新宿区中落合３丁目７―３―301
債務者　西崎　吉文（旧姓知野）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部